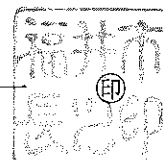


参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 9 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

佐野集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

5 経営体数

法人	0 経営体
個人	4 経営体
認定農業者	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落内の中心となる経営体へ後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・集落（地域）内外からの新規就農希望者を受け入れ、その者へハウスを賃借することにより、集落（地域）内農業者と共同で野菜栽培に取り組んでいく。
- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、ブランド化を目指す。
- ・肥料・農薬等の共同購入を今後とも実施する。
- ・同じ肥料、土づくりを共同共販で行いながら、消費者に見える形の農業を目指しブランド化を図る。